

監査監第867号
令和5年9月5日

さいたま市長 清水 勇 人 様
さいたま市議会議長 江 原 大 輔 様

さいたま市監査委員 大 内 美 幸
同 工 藤 道 弘
同 三 神 尊 志
同 高 子 景

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

工事監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象課所

スポーツ文化局

スポーツ部

スポーツ振興課

文化部

文化振興課、大宮盆栽美術館

経済局

商工観光部

経済政策課

農業政策部

農業環境整備課、農業者トレーニングセンター、見沼グリーンセンター、
食肉中央卸売市場・と畜場

都市局

都心整備部

都心整備課、大宮駅東口まちづくり事務所、大宮駅西口まちづくり事務所

建設局

北部建設事務所

下水道再整備課、下水道建設課

(2) 監査の範囲

令和3年度繰越工事及び令和4年度（令和4年12月末日現在）に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和4年度に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
スポーツ文化局 スポーツ部	スポーツ振興課	さいたま市多目的広場整備工事（見沼区大字丸ヶ崎）
経済局 農業政策部	農業環境整備課	岩槻区尾ヶ崎地区用水路整備工事（綾1307）
		岩槻区高曽根地区用排水路整備工事（末田88）
都市局 都心整備部	大宮駅西口まちづくり事務所	大宮駅西口第四地区雨水管布設工事（R3-2）

建設局 北部建設事務所	下水道再整備課	鴨川第23処理分区外下水道工事（北再-R 4-4001）
	下水道建設課	芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R 3-1014）

担 当		施 設 修 繕 名
スポーツ文化局 スポーツ部	スポーツ振興課	浦和駒場体育館椅子式階段昇降機修繕
スポーツ文化局 文化部	文化振興課	さいたま市プラザウエスト音響設備修繕
	大宮盆栽美術館	さいたま市大宮盆栽美術館給排水設備修繕 業務
経済局 商工観光部	経済政策課	さいたま市産業振興会館階段手摺修繕
経済局 農業政策部	農業者トレーニングセンター	園芸植物園B機械室温湯管修繕
	見沼グリーンセンター	りすの家給湯設備漏水修繕
	食肉中央卸売場・ と畜場	さいたま市と畜場ホーンカッター（50D- 1）（2号機）修繕
都市局 都心整備部	都心整備課	さいたま新都心東西自由通路火災報知器修繕
	大宮駅東口まちづくり事務所	OMテラス洗面器自動水栓（2か所）修繕

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 計画

関連工事相互間の調整は適切に行われているか。

(2) 設計

ア 事業目的に適合した設計となっているか。

イ 法令等に適合した設計となっているか。

(3) 積算

数量及び金額は正確か。また、算出根拠は明確か。

(4) 契約

入札契約方式の選択は適切に行われているか。

(5) 施工

ア 設計図書どおり施工されているか。

イ 現場の安全管理は適切に行われているか。

(6) 検査

検査調書等検査記録は整備されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び現地

(2) 監査期間

令和5年4月21日（金）から令和5年8月29日（火）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務等の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 工事

ア さいたま市多目的広場整備工事（見沼区大字丸ヶ崎）

(ア) 施工

a 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、工事に着手する日までに市長への通知がなされていないことから、同法第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

b 工事完成の手続において、工事完成通知書を課長の決裁で処理しているが、工事完成の通知に関することは部長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課】

(2) 施設修繕

ア 浦和駒場体育館椅子式階段昇降機修繕

(ア) 施工

椅子式階段昇降機の設置において、既設のタイル張り階段部に金属拡張アンカーで支柱を固定しているが、支柱を固定するアンカーは、コンクリート部分に35mm以上埋め込むべき設計としているところ、仕上げ材やモルタル厚を確認すべき試掘等の事前調査を行わず、強度が期待できないタイルや下地モルタルを含めた埋め込み深さで固定しており、支柱の固定に必要な引抜き強度が不足しているおそれがあることから、所要の強度確保を検証したうえで施工すべきである。

【スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課】

イ さいたま市大宮盆栽美術館給排水設備修繕業務

(ア) 契約

契約事務の手續において、発注者は、条件明示が不明確な仕様書により見積合わせを執行し、施設修繕の着手段階でその事実を把握した。

そこで、当該見積合わせの結果に整合するよう、決裁済の契約締結を伺う起案文書に添付していた仕様書とは別の仕様書を作成して差し替え、当該仕様書を添付した施設修繕請負請書を受領していることから、適正な事務処理を行うべきである。

【スポーツ文化局 文化部 大宮盆栽美術館】

ウ りすの家給湯設備漏水修繕

(ア) 契約

契約相手方の決定に係る事務において、見積合わせの執行が確認できないことから、さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱第32条に基づき準用される同要綱第13条及び第15条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【経済局 農業政策部 見沼グリーンセンター】

なお、施工上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。